

国直轄事業負担金に係る意見書

公共事業に係る国直轄事業の負担金の在り方については、地方分権改革推進委員会において廃止・縮減等の抜本的見直しが必要との認識が示されているところであり、今般の追加経済対策においても、地域活性化のための公共事業が盛り込まれるとともに、地方負担を軽減する方策も取られていることなどから、平成21年4月24日には、直轄事業の縮減や透明性の確保・充実、負担金の在り方の見直しなどに係る緊急の基本的な考え方も示されたところである。

また、国及び地方の財政が厳しさを増す中で、負担金の在り方をめぐる議論が地方からも提示され、全国知事会と関係府省との意見交換も行われているところである。

については、国においては、こうした地方の声に重きを置き、下記の点について、速やかな直轄事業制度の見直しを行うよう強く要請する。

記

- 1 これまでの直轄事業に係る内訳明細の開示を行うとともに、負担金の経費内訳とその積算根拠を地方自治体へ情報開示すること。また、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が反映されるよう、透明性の確保・充実に努めること。
- 2 維持管理費に係る負担金については、維持管理に責任を負う者が負担することが原則であり、早期に廃止すること。
- 3 整備費に係る負担金についても、国と地方の役割分担を明確にし、直轄事業の範囲を必要最小限にするとともに、地方の受益と負担の観点から必要な検討を行い、制度の根幹を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日

深 谷 市 議 会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣 様
国 土 交 通 大 臣 様